

## 19世紀末琉球の王府組織に関する史料(2)

### —「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」—

玉 城 毅

本稿の目的は、近世琉球の史料、「琉球藩官職制」[沖縄県立図書館史料編集室編 1989：699-724]と「琉球産業資料第十巻古老集記類の二」[小野編 1969：315-460]（以下「古老集記類の二」）の2つの史料を整理して提示することである。これらは、近世末期＝明治初期の琉球の王府組織の内部構成を示すものである。『地域創造学研究』XXII（奈良県立大学研究季報 24/4）において、筆者は、「琉球藩雑記（琉球藩臣官禄記）」[琉球政府編 1965]（以下「官禄記」）と「東汀随筆」[喜舎場朝賢 1980]を紹介した。ここで紹介する2つの史料も、それに類するものであり、王府組織の役職・身分別人員数・転任ルート・給与が記載されている。

前稿と合わせた4つの史料に記された王府組織各部署の役職数と人員数を集計すると表1のようになる。王府の評定所は上の御座と下の御座で構成され、その下に諸座諸蔵と呼ばれる執行機関が配置されている。史料によって役職数と人員数が異なっているのは、(1)下級役人を詳細に記しているものと省略しているものがあること、(2)首里城外の中城御殿（王世子の邸宅）や聞得大君御殿などで勤める役人を記しているものと記していないものがあること、(3)役職のみを記して人員数が記されていないことなどの理由による。「官禄記」の役職数と人員数が他の史料に比べて少ないのは(1)の理由による。同史料の末尾に、「右外仮役並向々下遣等罷在少々宛俸禄被給候向茂有之候得共記方略仕候」とあり、「仮役」を省略したことが明記されている。「古老集記類の二」の役職数が多いにも関わらず人員数が少ないのは(2)と(3)の理由による。「古

老集記類の二」には、首里城外の中城御殿・聞得大君御殿・大美御殿(国王の離宮)などで勤める役職が下級役人に至るまで詳細に記してあるが、その一方で、人員数が記されていない例が多い。

部署		役人と人員	琉球藩雑記 (官禄記)	東汀随筆	琉球藩官職制		古老集記 類の二
評定所	上の御座	役職	11	11	士族	7	14
					百姓	1	
	下の御座	人員	26	60	士族	32	52
					百姓	32	
		役職	37	47	士族	28	39
					百姓	13	
人員	85	171	士族	91	132		
			百姓	73			
諸座諸蔵・その他		部署	61	60	55		62
		役職	329	391	士族	234	485
					百姓	74	
					職人	22	
		人員	1227	1500	士族	984	1066
					百姓	293	
職人	27						
役職合計		377	449	士族	270	538	
				百姓	87		
				職人	27		
				計	384		
人員合計		1338	1731	士族	1107	1250	
				百姓	398		
				職人	27		
				計	1532		

表1 4つの史料にみる王府組織の人員数

最も多くの役職と人員数を記しているのは「東汀随筆」である。役職は、「東汀随筆」で449、「官禄記」で377、人員数は前者が1731人で後者が1338人という差が出ている。その理由は、「東汀随筆」では記されている「仮筆者」・「足筆者」・「加勢筆者」・「公事拜」などの下級役職の人員が「官禄記」では記されていないことによる。逆に、「官禄記」で記されている役職人員を「東汀随筆」では省略されている部分もある。

以上のことから、19世紀末の王府組織の常設部署の構成については「東汀随

筆」と「官禄記」の数字が実態に近く、下級役人まで含めた人員は「東汀随筆」が実態に近いと考えられる。そこで、「東汀随筆」が省略している部署を「官禄記」で補うと、次の結果が得られる。66の部署・459の役職において、延べ1390人の士<sup>1</sup>、349人の百姓、27人の職人が働いていた。これが19世紀末の王府の実態にもっとも近い数字だと考えられる。

## 史料

沖縄県立図書館史料編集室編

1989『沖縄県史料前近代6 首里王府仕置2』沖縄県教育委員会。

小野武夫編

1969『地方経済史料第10巻』、東京：吉川弘文館。

喜舎場朝賢

1980『校本東汀随筆』至言社。

琉球政府編

1965『沖縄県史第14巻 資料編4 雑纂1』琉球政府。

---

1 士の人員数を「延べ1390人」としたのは、一人が複数の役職を勤めていたケース(兼職)が考えられるからである。

史料紹介

C 「琉球藩官職制」

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割		
評定所	申口方	攝政	1					三年ヲ勤テ渡清官舎又ハ才府に充ル			庶務ヲ総裁処分スルノ所ナリ。		
		三司官	3					役ノ順序ヲ以テ毎年来京在番官役ニ依リテ定役入申勤功ヲ以テ渡清北京大罪者向御所勤事者ハモ依ス。各勤清ノ上心附役ニ充ル例鬼ナリ非依アリテ旅役勤勤者ハ勤功ニ依リ重ニ心附役ニ充ルモアリ					
		筆者主取	1			あり	足筆者選挙ノ時首里消無縁士族中三十九歳以因ノ者ヨリ文庫ニ場（ママ）試験シ甲乙ヲ附シ優者ヲ頭ノ御日帳土取ニテ三司官へ具申シテ之ヲ選挙ス年奉ナシ						
		筆者	22										
		物産帳当	1					首里消無縁士族中ヨリ所帯方三司官之ヲ選挙ス	一年ヲ勤メテ存□使トナリ一年ハ大坂府一年ハ鹿児島一旅ヲ砂舞反布ヲ売弘七用物ヲ買下ス勤清ノ上ハ七八年を経テ渡清官舎ニ充ル				
		里ノ子	2										
		花当	2										
		公事押			32			首里平民ヨリス役替アルモノ又ナキ者二種アリ役替アル者ハ年齢四十迄相傳英登之座勤位ノ勤テ退役ス役替ナキ者ハ勤功數年積ミ各所下代並公事押ニ充ル以下是二種ア（オウハ詳カ）					
		領之御	1							大綱二三年ヲ勤メテ清国へノ進貢使ニ充ル或ハ直ニ紫冠ニ昇リ退役スルモノアリ			
		日帳主取	2							地頭所無之者ハ明合次第給ス			
双叙庫裡	1												
吟味役	1												
泊地頭	1												
同吟味役	1												
評定所 下の御座											他国へノ用物并賞罰教育等ノゴトヲ管スル所ナリ。		

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験人員	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
		中取	1					八九年ヲ動メテ渡清官舎ニ充ル			
		筆者	9					十二年ヲ動メテ渡清福州職筆者ニ転ス。勳濟ノ上ハ心附役ニ充ル例風ナリ			
		公事伴	2				評定所公事に同ジ				
		佐事	6				評定所公事に同ジ				
	平等所	平等之御	1				泊地頭並那羅里主及と吟味役中ヨリ	鎖ノ御又紙庫裡又ハ直ニ筆冠ニ昇リ退役スルモアリ。			刑罰処分スル所、申口方分課ナリ。
		同吟味役	1				吟味役中又ハ那羅里主ヨリ進ム。	申口平等ノ御ニ進ム。			
		大屋子主取	1				大屋子ノ内又同勳濟ノ者ヨリ入擧ヲ以テ進ム。	六七年年ヲ動メテ渡清官舎ニ充ル			
		大屋子	6				見習ヨリ	十二年動メテ渡清福州職筆者ニ転ス。勳濟ノ上ハ心附役ニ充ル例風ナリ			
		同見習	8				首里泊無縁士族ヨリ				
		筆者	3				彼筆者ヨリ				
		彼筆者	8				首里泊無縁士族ヨリ				
		大 筑	3				賜賞ヨリ				
		賜 筑	3				大佐事以下ヨリ				
		大佐事	3				大佐事ヨリ				
		賜佐事	3				大佐事ヨリ				
		三方目	3				大佐事ヨリ				
		大筑	14				下代ヨリ				
		下代	2				首里町百姓ヨリ進ム				
	玉殿	玉殿番人	2								国王祖先ノ墓所ナリ。番人二人召監守並私懸ヲ管ス。国王向族ノ者ヨリ平等ノ御之ヲ進ム。一年御。
	御物奉行	御物奉行	1				紫冠中ヨリ撰奉	滿二年ヲ動メテ東京在番ニ充ル			田地方、取納座、諸親方、座候者、米殿、仕上世座、古古殿、我殿、風方、蘇鉄方、紙座、機座方、阿光島、諸地方ノ局々及ヒ各同切詰島ノ負組並産物出納ノ事ヲ掌ル。

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験人員	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
		同吟味役	1				書院当ヨリ		地頭所無之者ハ同合次第給ス		
		帳主取	1				物奉行所筆者勤濟ノ者ヨリ	大綱三ヶ年ヲ勤メテ渡清官舎ニ充ル			
		筆者	23				三司官並王子与方中勤功ヲ以テ年輪四十二以内ノ者ヨリ選ム。年間ナシ	役期ヲ以テ毎年大坂詰重書役ニ転ス。以下評定所筆者ニ同シ(評定所筆者：又是役入中勤功ヲ以テ蔵辨(北京大臣者)向福州藩筆者ヘモ転ス)			
		筑	6				評定所小使ニ同シ				
		公事拝	20				評定所公事拝ニ同シ				
		御物奉行	1				所帯物奉行ニ同シ。				
		同吟味役	1								高所・勘定座・用物座・船手・給地蔵・救助蔵・仮船手・道具当等ノ局々及ヒ知行役知假者旅費出納ヲ管ス。
		同中取	1				物奉行筆者勤濟ノ者ヨリ人充ル	六七年ヲ勤メテ渡清官舎ニ充ル			
		筆者	8				三司官並王子与方中勤功ヲ以テ年輪四十三以内ノ者ヨリ選ム。年間ナシ	十二三年ヲ勤メテ渡清藩筆者ニ転ス。勤濟ノ上ハ心附役ニ充ル例風ナリ			
		公事拝	2				所帯方公事拝ニ同シ				
		御物奉行	1				所帯者奉行ニ同シ。				
		吟味役	1								
		中取	1				同所筆者並物奉行筆者勤濟ノ者ヨリ人撰。	七八年ヲ勤メテ渡清官舎ニ充ル			
		筆者	6				首里泊無縁ノ士族ヨリ撰養ス。年間ナシ	十二三年勤メテ砂雜筆手心附役ニ充ル			
		同公事拝	4				所帯方公事拝ニ同シ				
		王子奉行	1								
		撥司奉行	1								
		親方奉行	1								
		中取	2								
		仮中取	3								
		系図座									系譜編輯及用紙額ノ事ヲ掌ル申口領之脚ノ所轄ナリ。
大口方		領之脚									
		系図座									

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験人員	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
		筆者	2								
		仮筆者	2								
		加勢筆者	13				首里無縁士族ヨリ勅 各所オワバ公事拜ヨリ進ム 年間ナシ				
		公事拜	3								
		憲役長史方									清国ニ係ル事務ヲ整理シ及 ヒ久米村一切ノ事ヲ監督ス。 中口頭之側ノ所轄ナリ。
		惣役	1								
		長史	2					以前勅功ノ多寡ヲ以テ渡清 北京大通事常州大通事存留 脇通事ニ充ル			
		筆者	1				那覇無縁士族ヨリ勅ム	勅功ヲ積テ心附役ニ充ル			
		仮筆者	1				那覇無縁士族ヨリ勅ム				
		佐事					那覇町百姓ヨリス年季ナシ				
		漢文組立役主取	1					八九年ヲ勅メテ渡清存留脇 通事ニ進ム			
		同組立役	3					勅功ヲ積テ渡清存留脇通事 ニ進ム			
		同加勢	7				久米村無縁士族ヨリス年季 ナシ				
		漢字右筆主	1					八九年ヲ勅メテ渡清存留脇 通事ニ進ム			
		同右筆	3				あり	勅功ヲ積テ右筆主取ニ進ム			
		同加勢	6				久米村無縁士族ヨリス年季 ナシ				
		表函合方主取	2								
		同加勢	5								
		通書役	2					勅功ヲ積テ渡清能官役へ充 ル			
		同加勢	7				久米村無縁士族ヨリス年季 ナシ				
		那覇里主物城方									旧薩摩藩ノトキ在番ノ接待 並ニ那覇各村ノ事ヲ經理ス。 中口頭之側ノ所轄ナリ。
		里主	1								
		物城	1					勅功ノ上ハ第一等ノ心附役 ニ充ツル	地頭所ヲ給ス		
		仮監守	1					勅功ノ上ハ第一等ノ心附役 ニ充ツル			
		那覇大筆者	1								

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
		那覇筆者	6					勤功ヲ頼テ右大筆者並ニ心附役ニ連ム			
		親見世大屋子	2								
		筆者	2								
		同加勢筆者	4					勤星ヲ頼テ心附役ニ連ム			
		同役	4								
		同加勢	6					勤星ヲ頼テ心附役ニ連ム			
		抱丁人	1				那覇町百姓ヨリス年季ナシ				
		馬請	3				那覇町百姓ヨリス年季ナシ				
		町依事	5				那覇町百姓ヨリス年季ナシ				
		国学									王子按司親方其他士族ノ子弟教育ヲ管ス。申口領之側ノ所轄ナリ。
		按司奉行	1								
		親方奉行	2				有無縁士族の学功アル者ヨリ連ム二年間				
		中取	2								
		筆者	2								
		仮筆者	2				あり 二人ハ首里無縁士族ノ内ヨリ作文試験ヲ以テ連ム三年間				
		講談師匠	3								
		再学	3								
		点入調へ係	2								
		聖廟番	2				あり 首里無縁士族ノ内ヨリ作文試験ヲ以テ連ム二年間				
		公事拝	3				各所オウワハ公事拝ヨリ連ム年間ナシ				
		払際当	2				以下同上				
		明倫堂									久米村士族ノ子弟教育スル所。申口領之側ノ所轄ナリ。
		講談師匠	1					勤功ヲ頼テ渡清役ヘ充ツル			
		読書師匠	1					勤功ヲ頼テ渡清役ヘ充ツル			
		同中師匠	1					勤功ヲ頼テ渡清役ヘ充ツル			
		下代	3				那覇町百姓ヨリス年季ナシ				
		三平等学校									
		講談師匠	3					勤功ヲ頼テ渡清役ヘ充ツル			
		按司奉行	3								百里各村ノ小学ヲ卒テ本校ニ入ル所ノ生徒ヲ教授ス所所轄同上。



大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験人員	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
		親方奉行 中取 筆者 文筆師匠 算術師匠 学校下代	3 6 6 6 1					勤星ヲ頼テ心附役ニ進ム 勤星ヲ頼テ心附役ニ進ム 勤星ヲ頼テ心附役ニ進ム			
	首里春学校	中取 筆者	28 28				各村無縁士族ヨリ勤ム三年 則勤星ナシ 各村無縁士族ヨリ勤ム三年 則勤星ナシ	村中士族ノ子弟ヲ教育ス。 所轄同上。 各村無縁士族ノ子弟ヲ教育ス。 所轄同上。			
	那覇六枚	講談師匠 那覇文筆師匠 主取 中取 筆者	6 2 6 6 12				勤功ヲ頼テ渡書役ヘ充ツル 勤星ヲ頼テ心附役ニ進ム 勤星ヲ頼テ心附役ニ進ム	村中士族ノ子弟ヲ教育ス。 所轄同上。			
	泊村学校	講談師匠 中取 筆者	1 2 1				首里各村中取筆者ニ同シ（ 各村無縁士族ヨリ勤ム三年 則勤星ナシ） 首里各村中取筆者ニ同シ（ 各村無縁士族ヨリ勤ム三年 則勤星ナシ）	村中士族ノ子弟ヲ教育ス。 所轄同上。			
	諸浦在番 （祐二ヶ所） 久米島在番	在番 在番	12 2				一般ノ士族ヨリ進ム 一年 期。 無縁士族ヨリ人撰ヲ以テ進 ム 五年勤務。	申口領之側ノ所轄ナリ。在 番十二人外国船及ヒ遊漁船 ノ時諸庁ヘ報知並並処分ノ事 ヲ掌ル。 申口領之側ノ所轄ナリ。			
	及紙書裡 下敷里	当 勢頭	6 6				首里有縁者ヨリ 二年間 首里無縁者ヨリ勤ム二年間	国王ニ謁見スル所ニシテ城 中ノ監督ヲ掌ル。申口及紙 書裡ノ所轄ナリ。			

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
		里之子	6								
		氣登之 番当	6				首里無禄士族ヨリ勤ム三四 年ヲ勤メ諸奉行番中取役ニ 充ル				
		番医者	6				首里無禄士族ヨリ				
		花当	6				有禄者ヨリ				
		小赤頭	15				首里町百姓ヨリ勤ム年季ナ シ	年齢四十二ニシテ退役ス			
		識中門	6								
		幡夫	27				首里町百姓ヨリ勤ム	退役同上			
		酒帳裡	6				首里町百姓ヨリ勤ム	退役同上			
		蟻赤頭	33				首里田舎百姓ヨリ勤ム	退役同上			
		室家来	11				首里田舎百姓ヨリ勤ム	退役同上			
		常住者	3				首里田舎百姓ヨリ勤ム	退役同上			
		帯大主	2				首里百姓ヨリ勤ム	退役同上			
		下代	6				首里百姓ヨリ勤ム	退役同上			
		漏刻番役	3				久米村士族ヨリ勤功ヲ以テ 進ム一ケ年則				
		門番	18				首里士族ヨリ勤ム一ケ年則				
		中門下代	6				町百姓ヨリス年季ナシ	七八年ヲ勤メテ渡請官舎ニ 充ル			
		中門在事	1				町百姓ヨリス年季ナシ				
		中門勢頭	3				町百姓ヨリス年季ナシ				
		書院奉行 当	3				東京在番 門閤家柄又ハ勤功ヲ以テ進 ム。	三司官座敷。 申口方吟味役。			
		右筆主取	1				評定所筆者勤濟ノ者ヨリ人 撰	七八年ヲ勤メテ渡請官舎ニ 充ル			
		右筆	6				首里泊無禄士族ヨリ字書試 験ヲ以テ優者ヲ擧登ス	十四五年ヲ務メテ渡請福州 職筆者ニ転ス。勤濟ノ上ハ 心附役ニ充ル			
		茶道	6				首里泊無禄士族ヨリ茶湯活 化試験シテ優者ヲ擧登ス	地頭所給賜スルヲ難持者ハ 心附役ニ充ルモアリ			
		物当	6				首里泊無禄士族ヨリ書院奉 行之ヲ擧ス五年期	十八九年勤メテ地頭所ヲ給 ス			

国王公衆向ノ所用舟渡及七  
公事ノ礼式ヲ掌ル所ナリ。

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験人員	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
	小姓	花当	15				下麻理小(赤)頭ヨリ進ム 茶屋花当ヨリ	役順ヲ以テ毎年六月一入ハ 員指奉行所兼者に充ル。			
	哨吟		2				首里無縁士族ヨリ勤ムニテ 年期	三四度勤メテ心附役ニ充ル			
	医者		9				首里泊医師	十四五年勤メテ地頭所ヲ給 ス			
	佐事		3				各所オワハ公事拜ヨリ進ム			平民心附役	
	下代		2				各所オワハ公事拜ヨリ進ム			平民心附役	
	茶屋										国王別荘ナリ。
	茶屋守		1				首里泊無縁士族ヨリ書院奉 行之ヲ進ム三年期				
	同筆者		1				職務並筆子同上一年期				
	花当		9				首里無縁士族ヨリ勤ム毎年 二人宛勤功ヲ以テ書院花当 ニ進ム年期ナシ	書院花当			
	下代		3				首里町百姓ヨリス年期ナシ				
	納殿										聚種類ノ出納及ヒ五習方互 布袋方茶煙草等弁理スルヲ 掌ル。申口及紙庫裡ノ所轄 ナリ。
	検者		1				首里泊無縁士族ヨリ勤ム 三四年ニシテ諸奉行諸中取 役ニ充ル	諸奉行諸中取			
	筆者		4				首里泊無縁士族ヨリ勤ム一 年期				
	加勢筆者		9				首里泊無縁士族ヨリ勤ム年 勤星ヲ頼テ心附役ニ充ツル 勤ナシ	勤星ヲ頼テ心附役ニ充ツル			
	細屋主取		1				首里細屋職人ヨリ勤フ三年 期				
	下代		2				各所オワハ公事拜ヨリ進ム 年期ナシ				
	小細工奉行所										
	奉行		1				首里有縁無縁士族ヨリ勤功 ヲ以テ進ム一年期				冠服裁縫器具製造方(ママ) 仕立物ヲ掌ル。申口及紙庫 裡ノ所轄ナリ。
	筆者		2				無縁士族ヨリ勤功ヲ以テ進 ム一年期			第五等心附役	
	加勢筆者		8				一般ノ無縁士族ヨリ勤ム年 勤ナシ	勤星ヲ頼テ心附役ニ充ル			
	下代		2				各所オワハ公事拜ヨリ進ム 年期ナシ				
	表具師主取		1				各職人ヨリ進ム二年期				

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験人員	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
		小細工主取			1		各職人ヨリ進ム二年期				
		総物師主取			1		各職人ヨリ進ム二年期				
		笠張勢頭			1		各職人ヨリ進ム二年期				
		細物勢頭			1		各職人ヨリ進ム二年期				
		寿帯香作主取			1		各職人ヨリ進ム二年期				
		墨勢頭			1		各職人ヨリ進ム二年期				
		本地主取			1		各職人ヨリ進ム二年期				
		具指奉行									諸務達ノ事ヲ管ス。申口及紙蔵裡ノ所轄ナリ。
		奉行	1				首里有縁無縁士族ヨリ勤功ヲ以テ進ム一年期				
		筆者	2				無縁士族ヨリ勤功ヲ以テ進ム一年期			第五等心附役	
		加勢筆者	5				無縁士族ヨリ勤ム年期ナシ	勤屋ヲ頼テ心附役ニ充ル			
		具指師主取			2		職工人の指揮を掌ル具指師ヨリ進ム五年期(職人、士族か?)				
		総師主取			1		職工人の指揮を掌ル総師ヨリ進ム五年期(職人、士族か?)	勤功ヲ頼テ心附役ニ充ル			
		総師			4	あり	出願者試験ヲ以テ進む二年 以下同上				
		下代			2		各所オアワバ公事并ヨリ進ム年期ナシ				
		別当	1						勤功ヲ頼テ地頭所ヲ給ス		
		別当筆者	1				乗馬ノ方法繰熟ノ者。無縁士族ヨリ別当之ヲ人選ス年期ナシ	勤功ヲ頼テ心附役ニ充ル			
		馬佐事			6		町百姓ノ内ヨリ別当之ヲ人撰ス一年期				
		下代			2						
		按司奉行	1								
		親方奉行	1								
		中取	2				首里有縁無縁士族ヨリ勤功ヲ以テ進ム一人ハ一年期一人ハ二ヶ年期				
		寺社座									祭典ノ諸式簡括大夫祝部ノ取締ヲ掌リ及堂宇修繕ノ事ヲ調査ス。申口泊地頭ノ所轄ナリ。

19世紀末琉球の王府組織に関する史料（2）－「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」－

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割		
大分	大守座	筆者	2				仮筆者ヨリ				士族男女出生及戸籍検査方 人組裁判等ノコトヲ掌ル。 申口泊地頭ノ所轄ナリ。		
		仮筆者	2				首里泊無縁士族ヨリ勤ム一 年ニシテ筆者へ進ム	筆者へ					
		花当	1				首里泊無縁士族ヨリ勤ム一 年ニシテ仮筆者へ進ム	仮筆者へ					
		公事押		3			各所オワバ公事押ヨリ進ム 年間ナシ						
		王子奉行	1					首里泊無縁士族ヨリ勤功ヲ 以テ進ム一八一年間一人 ハ二年間					
		控司奉行	1										
		親方奉行	1										
		中取	2					首里泊無縁士族ヨリ勤ム一 年ヲ勤メテ筆者へ進ム	筆者へ				
		仮筆者	2					首里泊無縁士族ヨリ勤ム一 年ヲ勤メテ筆者へ進ム	筆者へ				
		花当	1					首里無縁士族ヨリ勤ム一年 ヲ勤メテ仮筆者へ進ム	仮筆者へ				
		公事押		3				各所オワバ公事押ヨリ進ム 年間ナシ					
	惣横目	王子奉行	1									風俗ヲ觀察シ非違ヲ正メスヲ 掌ル。真和志ノ平等・南風 ノ平等・西ノ平等ノ三部ニ 分掌ス。申口泊地頭ノ所轄 ナリ。	
		控司奉行	3										
		親方奉行	3										
		中取	15					首里無縁士族ヨリ勤ム勤功 ヲ積テ他ノ奉行中取職へ進 ム	他の奉行中取職へ				
		筆者	30					首里無縁士族ヨリ勤ム	勤星ヲ積テ心附役ニ進ム 諸能諸職手代下代役へ				
		佐事		9									
		那覇惣横目	4					那覇士族ノ内から			退職後年数ヲ経テ領地ヲ賜 フ		
		同筆者		16				首里無縁士族ヨリ勤ム					
		佐事		2				首里町百姓ヨリ勤ム勤功ヲ 積テ諸能諸職手代下代役ニ 進ム（前朱雀事二回シ）					
													該村中ノ監督及島々ノ事ヲ管 ス。申口泊地頭ノ所轄ナリ。

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験人員	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割		
御物奉行	所帯方 田地方	泊頭取	1				泊村士族から						
		泊筆者	1				無縁士族ヨリ進ム二年間						
		町佐事		2			該町皆百姓ヨリ進ム年間ナシ					金銀銅錫鉄ノ殿治ヲ管ス。申口泊地頭ノ所轄ナリ。	
		鍛冶奉行所											
		奉行	1				首里有縁無縁士族ヨリ勤ム一年間						
		筆者	2				首里泊無縁士族ヨリ勤ム一年間				第五等心附役		
		加勢筆者	5				一般ノ無縁士族ヨリ勤ム年間 勤屋ヲ頼テ心附役ニ充ツル期ナシ						
		金具師主取		1			各職工人ヨリ進ム三年間						
		船物師		1			各職工人ヨリ進ム三年間						
		船物頭		1			各職工人ヨリ進ム三年間						
鍛冶頭		1			各職工人ヨリ進ム三年間								
下代		2			各所オワリバ公事拜ヨリス年間ナシ						磁器陶造等ノ事ヲ管ス。申口泊地頭ノ所轄ナリ。		
御物奉行	所帯方 田地方	奉行	1				首里有縁無縁士族ヨリ勤ム一年間						
		筆者	2				無縁士族ヨリ勤功ヲ以テ進ム				第五等心附役		
		加勢筆者	9				一般ノ無縁士族ヨリ勤ム年間 勤屋ヲ頼テ心附役ニ充ツル期ナシ						
		瓦土工		1			職工人ヨリ進ムニケ年間						
		瓦勢頭		2			職工人ヨリ進ムニケ年間						
		壺土工		1			職工人ヨリ進ムニケ年間						
		砂管主取		1			職工人ヨリ進ムニケ年間						
		親方奉行	3				親方中ヨリ						各田切農事ノ勤情風俗等ヲ監督シ及ヒ候地ノ事ヲ掌ル。田頭中頭島尻三方ヲ分掌ス。所帯御奉行ノ所轄ナリ。
		奉行	3				首里門閨中ヨリ						
		大屋子	3				筆者ヨリ		功勞ヲ頼テ心附役ニ充ツル				
筆者	3				仮筆者ヨリ								
(仮筆者) 同	3				仮筆者ハ首里泊無縁ノ士族ヨリ入撰ヲ以テ進ム五年間		能者ハ繰返シ相勤ム						

19世紀末琉球の王府組織に関する史料(2) — 「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」 —

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験人員	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割	
		加勢筆者	3				首里泊無縁ノ士族ヨリ勤ム。年廻ナシ	勤星ヲ頼テ心附役ニ進ム				
		公事押	6				各所オワバ公事押勤功ヲ以テ進ム					
	軍納座	奉行	3				田嶋奉行ニ同シ					貢租収納ノ式及雑品之監課並者同切ニ有ル取納帳簿ノ検査ヲ管ス。所部勤奉行ノ所轄ナリ。
		大屋子	6				筆者ヨリ	能者ハ繰返シ相助メ勤功ヲ頼テ心附役ニ充ル				
		筆者	6				飯筆者ヨリ	大屋子へ				
		候筆者	6				首里泊無縁ノ士族ヨリ勤ム	二三年ヲ勤メテ筆者へ進ム				
		加勢筆者	14				勤星ヲ頼テ心附役ニ充ル					
		公事押	15				各所オワバ公事押ヨリ進ム					
							[A]					
		請親方										茶葉製造並造物品器類器城ノ発明ヲ管ス。所部勤奉行ノ所轄ナリ。
		按司奉行	1					勤功ヲ頼テ他職へ昇進シ又ハ心附役ニ充テ進ム				
		親方奉行	1					有縁無縁士族ヨリス				
		中取	3					勤功ヲ頼テ心附役ニ進ム				
		係	3				一般ノ無縁士族ヨリ勤ム	勤功ヲ頼テ心附役ニ進ム				
		筆者	6				勤星ノ上族ヨリ勤ム	年廻ナシ				
		佐事	2				首里泊町百姓ヨリス	年廻ナシ				
								勤功ヲ以テ心附役ニ進ム				
		運製遊方										器製造及ヒ書本印刷ヲ掌ル。諸製方ノ分譲ナリ。
		主取	2					能者ハ諸間切下知役ニ進ム				
		筆者	3				一般ノ無縁士族ヨリ勤ム	年廻ナシ				
		加勢筆者	6				一般ノ無縁士族ヨリ勤ム	以下同上				
		佐事	2				首里泊町百姓ヨリス	年廻ナシ				
								勤功ヲ頼テ心附役ニ進ム				諸味諸蔵出納ノ升目斤目検査ヲ掌ル。所部勤奉行ノ所轄ナリ。
		座候者	6				首里有縁無縁士族ヨリ勤ム	三四年勤メテ諸奉行役へ進ム				
		同筆者	22				年廻ナシ	勤功ヲ頼テ心附役ニ充ル				
		大屋子	3				首里泊無縁ノ士族ヨリ勤功ヲ以テ進ム	一年期				貢納米穀収入及首里役庫飯米渡方等ノ事ヲ管ス。所部勤奉行ノ所轄ナリ。
		米藏										

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	士族 人員	百姓 人員	職人 人員	試験	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
		筆者	1				首里泊無縁ノ士族ヨリ勤功 ヲ以テ進ム一年期		第一等心附役		
		加勢筆者 手代	3	2			無縁士族ヨリス年間ナシ 首里町百姓ヨリ勤功ヲ以テ 進ム	勤星ヲ頼テ心附役ニ充ル	平民心附役		
		下代	1				各所オウワバ公事拝ヨリ勤ム 年輪四十二シテ退役ス同上		平民心附役		
	仕上世座	大屋子	2				首里那覇泊無縁士族勤功ヲ 以テ進ム一年期	勤星ヲ頼テ心附役ニ充ル	第二等心附役		大船へ貢納及ヒ那覇久米村 ノ役種飯米等渡方ノコトヲ 管ス。所帯物奉行ノ所轄ナ リ。
		筆者	2				首里那覇泊無縁士族勤功ヲ 以テ進ム一年期		第二等心附役		
		加勢筆者	4				那覇無縁士族ヨリス年間ナ シ	勤星ヲ頼テ心附役ニ充ル	第二等心附役		
		仕出方加勢筆者	10				那覇無縁士族ヨリス年間ナ シ	勤星ヲ頼テ心附役ニ充ル			
		手代	2				那覇町百姓勤功ヲ以テ進ム 三年期		平民心附役		
		下代	2				以下同上。(那覇町百姓勤 功ヲ以テ進ム三年期)		平民心附役		
		用間	4				那覇町百姓勤功ヲ以テ進ム 三年期	勤功ヲ頼テ心附役ニ充ル			
	宮古蔵	大屋子	2				首里那覇泊無縁士族勤功ヲ 以テ進ム一年期		第三等心附役		向先高貢納米粟諸物品収入 出納ヲ管ス。所帯物奉行ノ 所轄ナリ。
		筆者	2				首里那覇泊無縁士族勤功ヲ 以テ進ム一年期		第三等心附役		
		加勢筆者	4				首里那覇泊無縁士族ヨリス 年間ナシ	勤星ヲ頼テ心附役ニ充ル			
		足筆者	2				首里那覇泊無縁士族ヨリス 年間ナシ	勤星ヲ頼テ心附役ニ充ル			
		手代	2				首里那覇泊町百姓勤功ヲ以 テ進ム三年期		平民心附役		
		下代	1				以下同上。(首里那覇泊町 百姓勤功ヲ以テ進ム年間ナ シ)		平民心附役		
	鏡蔵	大屋子	2				首里泊無縁士族ヨリ勤功ヲ 以テ進ム一年期		第五等心附役		官錢及ヒ焼酎無油等ノ収入 並ニ出納ヲ管ス。所帯物奉行 ノ所轄ナリ。



19世紀末琉球の王府組織に関する史料（2）－「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」－

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験人員	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
眞方	眞方	筆者	2				首里泊無縁士族ヨリ勤功ヲ以テ進ム一年期		第五等心附役		
		加勢筆者	4				首里泊無縁士族ヨリス年期ナ	勤星ヲ頼テ心附役ニ充ツル			
		手代	3				首里泊町百姓ヨリ進ム三ヶ年期			平良心附役	
		下代	3				各所オワバ公事拜ヨリ進ム				
	蘇族方	主取	2				首里泊無縁士族ヨリ進ム年	明切下知役へ			毎歲輸入出ノ予算及歳時祝 収入ノ調査、歳附職人取替 ヲ掌ル。所帶物奉行ノ所轄 ナリ。
		筆者	11					勤星ヲ頼テ心附役ニ充ル			蘇族補屋良部ノ繁殖ヲ管ス。 所帶物奉行ノ所轄ナリ。
	蘇座	奉行	6				首里有縁無縁士族ヨリ勤ム 三四年ニシテ諸奉行役ニ充 ル				
		筆者	6				首里泊無縁士族ヨリ勤ム年 期ナシ	勤星ヲ頼テ心附役ニ充ル			
		仮依事	6				首里泊町百姓ヨリス	勤功ヲ頼テ心附役ニ充ル			
		主取	2				首里泊無縁士族ヨリ進ム年 期ナシ能者ハ各明切下知役 へ進ム				製紙ヲ掌ル。所帶物奉行ノ 所轄ナリ。
眞座方	筆者	2				加勢筆者ヨリ	勤功ヲ頼テ心附役ニ充ル				
	加勢筆者	12				首里泊無縁士族ヨリ勤ム年 期ナシ	勤星ヲ頼テ心附役ニ充ル				
	紙運	8				首里泊町百姓ヨリス勤ム年 期ナシ	勤功ヲ頼テ心附役ニ充ル				
	検査	2				首里泊無縁士族ヨリ進ム年 期ナシ能者ハ各明切下知役 へ進ム				製紙特油ノコトヲ掌ル。所 帶物奉行ノ所轄ナリ。	
眞地方	筆者	2				首里泊無縁士族ヨリ勤ム 以下同上（首里泊無縁士 族ヨリ勤ム）	勤星ヲ頼テ心附役ニ充ル 附役ニ充ル				
	加勢筆者	1				首里泊町百姓ヨリス	勤功ヲ頼テ心附役ニ充ル				
	仮依事	2									
眞地方	代官主取	1				首里泊無縁士族ヨリ勤ム一 年期				眞地方明地ニ係ル租税督促 及ヒ皆済ノ証書發出ヲ管ス。 所帶物奉行ノ所轄ナリ。	

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験人員	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
		筆者	2				首里泊無縁士族ヨリ勤ムニ 年期				
		加勢筆者	5				首里泊無縁士族ヨリ勤ム年 期ナシ	勤星ヲ頼テ心附役ニ充ル			
		公事拝	3				各所オワバ公事拝ヨリ勤功 ヲ以テ進ム				所管物奉行ノ所轄ナリ。
		西光島 在番	2				首里有縁士族ノ内勤功ヲ以 テ進ム。三年期				
		同筆者	一				各間切下知役検者又ハ取納 座勘定座高所大屋子相勤シ 者ヨリ勤功ヲ以テ進ム。三 年期。	退職后十二三年ヲ経テ心附 役ニ充ル			
		各間切諸島 下知役検者	一				一般ノ士族ヨリ	西光島在番筆者へ。心附役 ニ充進ム。			所管物奉行ノ所轄ナリ。
		下知役筆者	一				無縁士族ヨリス。年期ナシ。	勤星ヲ頼テ心附役ニ進ム			
		給地方					各間切下知役又ハ取納座勘 定座高所大屋子相勤シ者ヨ リ勤功ヲ以テ進ム。三年期				
		高所 奉行	3				一人ハ親方、二人は座敷ヨ リ				新聞又ハ荒地等ノ石盛ヲ定 メ及ヒ大和清国へノ渡船取 締ヲ掌ル。給地物奉行ノ所 轄ナリ。
		大屋子	3				筆者ヨリ	三四度勤録スル者ハ西光島 在番又ハ心附役ニ充ル			
		筆者	3				假筆者ヨリ	大屋子へ			
		假筆者	3				首里泊無縁ノ士族ヨリ 勤ム	筆者へ			
		加勢筆者	3					勤星ヲ頼テ心附役ニ進ム			
		公事拝	6				各所オワバ公事拝ヨリ進ム				
		勘定座 奉行	2				一人ハ親方勤功ヲ以テ進 ム。一人は才府役勤功ノ者 ヨリス。	一人ハ才府役勤功ノ者ヨリ ス			諸座諸座金穀諸品ノ出納帳 簿計算ノコトヲ掌ル。給地 物奉行ノ所轄ナリ。
		日帳当大屋子	3				筆者ノ内ヨリ撰答ス	十四五年ヲ勤メテ修繕座船 手ノ間心附役へ進ム			
		大屋子	6					能者ハ繰返シ勤録ニ勤功ヲ 積テ西光島在番筆者又ハ心 附役ニ充進ム			

19世紀末琉球の王府組織に関する史料（2）－「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」－

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
		筆者	9				首里泊無禄士族ヨリ勤ム	能者ハ繰返シ勤続ニ勤功ヲ積テ向先島在番筆者又ハ心附役ニモ連ム			
		取筆者 公事拜	15		4		首里泊無禄士族ヨリ勤ム 各所オワハ公事拜ヨリ連ム				
	用物座	奉行	2				無禄者或ハ有禄者ヨリ勤功ヲ以テ連ム一年間				大和清国向先島久米島ヨリノ配布其他兼用ノ物品無禄題類出納ヲ管ス。給地物奉行ノ所轄ナリ。
		大戻子	2				首里泊無禄士族ヨリ連ム一年間				
		筆者	2				首里泊無禄士族ヨリ連ム一年間				
		取筆者	2				首里泊無禄士族ヨリ連ム一年間				
		手代	2		2		首里泊無禄士族ヨリ勤功ヲ以テ連ム二年間			平民心附役	
		下代	2				各所オワハ公事拜ヨリ連ム				
	船手	奉行	1				首里有禄無禄士族ヨリ勤功ヲ以テ連ム一年間				官船運轉並木材針類及繩具類出納並船頭水夫ノ取納ヲ管ス。給地物奉行ノ所轄ナリ。
		大戻子	2				首里泊那覇無禄士族勤功ヲ以テ連ム一年間			第一等心附役	
		筆者	2				首里泊那覇無禄士族勤功ヲ以テ連ム一年間			第一等心附役	
		加勢筆者	16				一般ノ無禄士族ヨリ勤ム年勤星ヲ積テ心附役ニ充ル期ナシ				
		唐船作大工			1		職工人ヨリ連ム。五年間			平民心附役	
		筑	1				那覇町百姓勤功ヲ以テ連ム五々年間				
		手代	1				那覇町百姓勤功ヲ以テ連ム三々年間			平民心附役	
		下代	1				五年間。以下同上。				
	給地蔵	大戻子	2				一般ノ無禄士族ヨリ勤功ヲ以テ連ム一年間			第二等心附役	旅費並ニ表賃等ニ係リ種殺ノ取納支出ヲ管ス。給地物奉行ノ所轄ナリ。
		筆者	2				一般ノ無禄士族ヨリ勤功ヲ以テ連ム一年間			第二等心附役	
		加勢筆者	4				一般ノ無禄士族ヨリ勤ム年勤星ヲ積テ心附役ニ充ル期ナシ				

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験人員	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
		手代	2				首里那覇町百姓ヨリ勤功ヲ以テ進ム三ヶ年間			平民心附役	
		下代	1				以下同上(首里那覇町百姓ヨリ勤功ヲ以テ進ム三ヶ年間)			平民心附役	
	被助藏	大屋子	2				一般ノ無縁士族勤功ヲ以テ進ム一年間			第三等心附役	被助米ヲ取入シ之シレヲ士民ニ交結スルコトヲ掌ル。給地物奉行ノ所轄ナリ。
		筆者	2				一般ノ無縁士族勤功ヲ以テ進ム一年間	勤星ヲ積テ心附役ニ充ル		第三等心附役	
		加勢筆者	3								
		手代	1				首里那覇町百姓ヨリ勤功ヲ以テ進ム三ヶ年間				
		下代	1				各所オワバ公事拝ヨリ進ム年間ナシ			平民心附役	
	被助手	大屋子	2				一般ノ無縁士族勤功ヲ以テ進ム一年間	勤功ヲ積テ心附役ニ充ル			官船管轄ノコトヲ掌ル。給地物奉行ノ所轄ナリ。
		筆者	2				一般ノ無縁士族勤功ヲ以テ進ム一年間	勤功ヲ積テ心附役ニ充ル			
		加勢筆者	5				以下同上(一般ノ無縁士族勤功ヲ以テ進ム一年間)	以下同上(勤功ヲ積テ心附役ニ充ル)			
	通真当	大屋子	1				首里無縁士族ヨリス一年間				国王公界向ノ料理ニ關スル器具ヲ管ス。給地物奉行ノ所轄ナリ。
		筆者	1				首里無縁士族ヨリス一年間				
		仮筆者	1				首里無縁士族ヨリス一年間	一年勤メ筆者へ進ム			
		下代	2				各所オワバ公事拝ヨリ進ム年間ナシ				
	用意方										
	山祿行	被司奉行	1								山林及ヒ民間造船ノコトヲ司ル。山林三部ニ分任ス。用意物奉行ノ所轄ナリ。
		親方奉行	2								
		奉行	3				首里士族ノ者ヨリ撰フ 十ヶ年間				
		仮奉行	3				首里士族ノ者ヨリ撰フ 十ヶ年間				
		大屋子	3				筆者ヨリ	能者ハ繰返シ勤結メ勤功ヲ積テ心附役ニ充ル			

19世紀末琉球の王府組織に関する史料(2) — 「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」 —

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験人員	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
		筆者	3				彼筆者ヨリ 大屋子へ。				
		執筆者	3				首里泊無禄士族ヨリ勤ム 筆者へ				
		加勢筆者	20				一般ノ無禄士族ヨリ勤ム年 勤星ヲ積テ心附役ニ進ム 期ナシ				
		公事押	6				首里那覇町百姓ヨリ勤ム年 期ナシ				
		仮依事	6				首里那覇町百姓ヨリ勤ム年 勤功ヲ積テ心附役ニ進ム 期ナシ				
	砂織屋	奉行	1				首里那覇無禄士族ヨリ勤功 ヲ以テ進ム一年期			第一等心附役	真織置上繼ノ出納及通類ノ 製作ヲ掌ル。用意物奉行ノ 所轄ナリ。
		大屋子	3				一般ノ無禄士族ヨリ勤功ヲ 以テ進ム一年期			第一等心附役	
		筆者	2				一般ノ無禄士族ヨリ勤功ヲ 以テ進ム一年期				
		加勢筆者	8				那覇無禄士族ヨリ勤ム年 期ナシ				
		補主取	1				那覇職工人ヨリ進 [ム] 一 年期				
		手代	2				那覇町百姓ヨリ勤功ヲ以テ 進ム五年期			平民心附役	
		下代	2				那覇町百姓ヨリ勤功ヲ以テ 進ム三年期			平民心附役	
	用意蔵	大屋子	2				一般ノ無禄士族勤功ヲ以テ 進ム一年期			第三等心附役	西先島大貫米粟及物品出納 ヲ管ス。用意物奉行ノ所轄 ナリ。
		筆者	2				一般ノ無禄士族勤功ヲ以テ 進ム一年期			第三等心附役	
		加勢筆者	6				一般ノ無禄士族ヨリ勤ム年 期ナシ				
		手代	1				一般ノ町百姓ヨリ勤功ヲ以 テ進ム三年期			平民心附役	
		下代	1				以下同上一般ノ町百姓ヨ リ勤功ヲ以テ進ム三年期			平民心附役	
	大台所	大屋子	2				首里泊無禄士族ヨリ勤功ヲ 以テ進ム一年期			第四等心附役	国王公界並ニ礼式ノ時中等 以下ノ料理並後房日用食品 ヲ弁理ス。用意物奉行ノ所 轄ナリ。
		筆者	2				首里泊無禄士族ヨリ勤功ヲ 以テ進ム一年期			第四等心附役	

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	士族人員	百姓人員	職人員	試験人員	どこから	どこへ	地頭所	心附役	部局・部署の役割
管理職	加勢筆者		3				菅里沼無縁士族ヨリ勤ム年助ナシ	勤屋ヲ頼テ心附役ニ充ツル			諸礼式ニ係ル飲食ノ料理ヲ管理ス。用意物奉行ノ所轄ナリ。
	抱丁人		1				菅里町百姓ヨリス一年期			平民ノ心附役	
	手代		2				菅里町百姓ノ内勤功ヲ以テ連ム三年期				
	下代		2				各所オワバ公事拝ヨリ連ム年間ナシ				
	大屋子		2				菅里士族ノ内勤功ヲ以テ連ム。一年期			第四等心附役	
	筆者		2				菅里士族ノ内勤功ヲ以テ連ム。一年期			第四等心附役	
	加勢筆者		4				菅里沼無縁士族ヨリ勤ム年間ナシ	勤屋ヲ頼テ心附役ニ連ム			
	抱丁役		10				各所オワバ公事拝ヨリス年間ナシ		勤功ヲ頼テ領地ヲ給ス		
	下代		2								
	備庭方		3				菅里沼無縁士族ヨリ勤ム年間ナシ	勤功ヲ頼テ心附役ニ充ル			貸下金穀及請地仕明進貢視ノ滞納ヲ督促ス。御奉行ニ課ノ所轄ナリ。
その他	主取		6				以下同上(菅里沼無縁士族ヨリ勤ム年間ナシ)	以下同上(勤功ヲ頼テ心附役ニ充ル)			
	筆者		6								
	頭		1				紫電或ハ近習勤濟ノ者ヨリ進ム。年間ナシ				国王内輪ノ諸用ヲ承理スル所ナリ。
	近習		9				菅里有縁無縁士族ヨリ人撰ヲ以テ連ム年間ナシ	凡九年ヲ勤メテ渡清官舎才府ニ充ル			
	筆者		11				国王姉妹孫公人ヨリ連。	一人ハ仕上世懸筆者。一人ハ救助職筆者ヘ充ル。		見心附役	
	備仕		10				菅里無縁士族ヨリ人撰ヲ以テ連ム	功勞ヲ頼テ心附役ニ充ル			
	公事拝		9				菅里平民ヨリス役格アルモノ又ナキ者二種アリ役格アル者ハ年輪四十迄相務筑登之座職位ヲ賜テ退役ス役格ナキ者ハ勤功放年輪ミ各所下代並公事拝ニ充ル以下是ニ他ア(オワハ掛か)				
	合計	55	325 (請証諸職)	1107	398	27	6	6	46	士族：27 百姓：20	

19世紀末琉球の王府組織に関する史料（2）－「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」－

D「古老集記類の二」

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覧」）
御評定所		摂政	1			御政道御評論之座也。 御知行御役知
		三司官	3			内宦人は御物座、御両人は廻合にて月番。
		御評定所筆者主取	1	7	7	勤向は月番方并御状方日帳方異国方御用物方 仕上世方等、各手配を以相弁候事。
		筆者	7	7	7	一人加増
		同相附	4	4	4	一人加増
		寄筆者	3			
		足筆者	2			
		加勢筆者	2			加増
		御物座帳当	1	6	6	一年勤琉球館蔵役へ進
		里之子タ	2	3	3	一年勤花当より進
		花当	2	2	2	御客屋筆者より進
		頭（公事納）	3	2	2	
公事納	6	2	2			
おす（公事納）	15					
御評定所 下御座	表十五人	御物奉行方	御物奉行	3	40	御所帯方1人・御給地方1人・御用意方1人 職賦り：御所帯方／取納奉行方／請地方／宮 古御蔵／錢御蔵／米御蔵／仕上世座／諸問切 検者方／はせせ當方／田地奉行方／両先島方 職賦り：給地方／月番方／勘定奉行方／御船 手奉行方／御用物奉行方／船改奉行方／給地 御蔵／御道具當／唐船槽船御作事并修補方 職賦り：御用意方／月番方／高奉行方／砂糖 奉行方／山奉行方／山方津口勤番方／川原調部 方／御料理座／大台所／御用意御蔵
同吟味役		3	20			
申口方		御鎖の側	1	50		
		日帳主取	2	20		
		御双紙コオリ	1	40		
		同吟味	1	20		
		泊地頭	1	40		
		同吟味	1	20		
		平等の側	1	40		
		同吟味	1	20		
帳当座		帳主取	1	7		
		筆者	4	5		
		相附筆者	6	4		
		仮筆者	2			
		足筆者	2			
		頭（筑佐事）	6	5		
		公事納（筑佐事）	21	2		
		公事納（筑佐事）	15			
申口方		中取	1	6		
		筆者		5		
	相附筆者		4			
	足筆者					
					御書院御状方并日記方／御用惣方。右日帳主 取構。	
					職賦り：下庫裡／御書院／御茶屋／納殿／小 細工奉行方／貝摺奉行方／地頭所并知行方又は 御裏美方／御位寄方	
					職賦り：大興奉行／泊并島島／改奉行／寺社 奉行／普請奉行／加治奉行／惣横目方／瓦奉 行／惣興奉行／御用物封印方	
					職賦り：首里／平等所／御獄方	
					御物奉行衆取次御物の出入、并仕上世之穀物 諸品支配方此座構也。	
					申口衆取次座申口構之座々、御物取締之構也。	

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知(石)	扶持(石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覧」）	
		作事	3	2			
		佐事	3	2			
		佐事	12				
	給地方	中取	1			給地御物惣支配并給地高、又者諸知行夫等之支配、此座之構也。	
		筆者	2				
	平等之所	大屋子主取				國中犯罪人・明議罪并物方入込、派合・押取之方札方、且首里中風水所御用地・御獄々・玉御殿、外御圍見分、且首里・那覇・泊払除、かま題、諸人寄合用得二并川之類、首里内道之川原・屋敷面付替等、此座之構也（「職制秘覧」）。	
		大屋子	3	5	乾隆八亥年より定役被仰付置候事。		
		見習大屋子	3				
		筆者	3	4	三年詰込。		
		仮筆者					
		大筑	3				
		脇筑	3				
		大佐事	3				
		脇佐事	3				
		三方目	3				
夫筑	14						
月番方				月次公事方／諸御殿おかせ、右月番方構。			
諸座諸職	鎮之側	職賦り：御系園座／高奉行（但唐船改方并槽船仕出）／那覇久米村／異国方／御状方／日帳方／在番方／諸浦寄物／通手方／御客屋守／御物座帳當／御茶園并花奉行。右御鎮之側日帳主取構。御書院御状方并日記方／御用惣方。右日帳主取構。					
		御系園座				御系園之類拝調并諸士中之系園家譜札職、又者各地系園御世譜記事類、此座之構也、那覇・泊久米村系正、此座之構也（「職制秘覧」）。	
		王子奉行	1	30	一年御勤十二月代り		
		按司奉行	1	20			
		親方奉行	1	20			
		中取	2	5	右同老入六月代り		
		仮中取	1		本役へ進		
		筆者	2	4			
		仮筆者	2				
		假花当	1				
		公事納	3	2			
		久米村	惣役	1	80		唐往来之文、且久米村之公事を掌ル（「職制秘覧」）。
			長史	2	20		大雑成事にて動向之次第公儀帳等被渡候事
			文組主取			7	唐への奏参咨呈并御世譜記事御仕次、惣て漢文之類相携候也、且文類作為之惣師匠兼務。
			同寄役	1			
同足	2				加勢は歳柄次第多少有之候。		
漢字御石筆主取	1		7		三年勤文類書調方相携候事。		
同相附	2		4				
同御石筆	1		7				
同加勢筆者	1						
通書主取	1		6	二年勤			
同寄役	1	6	右同				



19世紀末琉球の王府組織に関する史料（2）－「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」－

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覧」）
		同定加勢	1			
		同相附	1			二年勤
		講談師匠	1		7	四年詰込（朱書）当座御位以下弟子被召付、初て出勤之時は師弟は色衣冠にて、聖廟納礼仕、夫より於明倫堂弟子より師匠へ被納礼、右規式相済講談相始、且聖廟御祭之時、祝文之儀講談師匠読上候動前の事。
		読書師匠	1		6	（朱書）料業は、官話を以御試被仰付候。
		惣横目	3			
		中取				那覇より勤
		同筆者				那覇より相勤候。
		惣与頭	2			
		同中取	2			
		夫取ノ主取	1			
		同筆者	1			
		久米村筆者	1		4	那覇より勤一年詰込六月代、惣役長史筆者にて候事。御扶持割入并請取書、久米村入組訴訟跡目訴、惣て書面向の御用請込にて、長史へ相付候事。
		同仮筆者	1			
		同佐事	2		1.5	
	那覇					那覇中之諸公事并御在番奉行接待役目也（「職制秘覧」）。
		里主	1	80		役知八拾石、其外米五拾石錢三万貫程御合力被下候由、給地御物より出る。那覇中仕置之為被仰置候、尤御仮屋方御用筋も御物城取次を以被相勤事。
		御物城	1	80		三年勤所中より被仰付候。那覇内押役役知八拾石、地頭所二代相統。
		那覇筆者	2		4	里主御物城の筆者にて候
		同仮筆者	2			那覇中入組難渋礼方、又は御仮屋方并表御方へ相掛候書面、且親見世諸手形差引、其外書面向之勤相携候事。文筆科試を以被仰付候、尤右科題并調部方之儀、先喜屋武親方里主役之時、御評定所筆者主取内御を以相始、今迄引通候表向にては無之候。
		大和横目	4		6	
		大和横目	2			琉球万事之仕向御仮屋方動向等、見聞を以御国元へ御届之役目にて候、毎代合大和へ御差図之上被仰付候御扶持役知無之候。
		手代	1		1.5	
		御兵具当	1		4	御在番所武具之類格護、大和横目之助役にて候、是より大和横目へ連候也。
		同筆者	1			
		同仮筆者	1			
		同手代	2		1.5	
		問役	4		4	御奉行田舎へ御下之砌は、御先はい并唐和先島船口吉左右承届、下コオリ取次御問合差上候也。
		寄問役				本役同断専御仮屋方へ相付、御奉行御役々衆首里又八田舎へ御差越被成候節、御先通并御案内等相勤、且加意与夫御屋有之節、則々問役ヨリ書面ヲ以御船手へ相届、夫寄来次第御付御仮屋へ差出候、且唐船樞船馬艦船大和船出入船口言上、并御役目御方へ知上、且唐船慶良間島へ立火潮掛等之節、右同断、船口言上等別て急急の勤に候、且大和下之船夜入前沖へ相見へ候は、油職人共召列三重城へ炬灯させ候也。
		御別当	1		5	
		親見世大屋子	2		5	
		同筆者	2		4	

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覧」）
		同仮筆者	2			
		同若文字筆者	9			惣て於那覇は御奉行様并役々 衆御請招毎、宮仕之勤にて候事
		同廻丁	1		3	
		同小艦	2			
		惣与頭	2			
		同中取人				
		同筆者	2			
		惣横目	6			
		御仮屋守	1		6	
		那覇四町夫取ノ主取	4			
		同筆者	8			
		港当	4			
		同筆者	2			
		同手代				
	国学	按司奉行	1	20		
		親方奉行	1	20		
		中取	2		5	右同老人十二月、一人六月
		筆者	2			右同
		仮筆者	2			
		師匠	1			
		官話師匠	1			五年詰込
		再学	3			時々重吟味毎并例外之事雑物等被仰付候役目にて候事。
		聖廟御番人				
		同仮				
		学生				
		下代				
	三平等学校所	按司奉行	1			嘉慶三年より始建
		親方奉行	1			
		中取	2			読書師匠兼仮役
		筆者	2			
		文筆師匠	1			
		師匠	1			
		下代				
	高奉行所	親方奉行	1	20		御高取ノ并請地仕明売買之廻、面付替訟之類、且渡唐せん并楫船改、且唐御用 向差引、此座構也（「職制秘覧」）。
		座敷奉行	2			元年詰込十二月代り
		座敷奉行	1			老人田地奉行掛勤
		大屋子	3		5	
		筆者	3		4	
		仮筆者	3			
		座加勞筆者	3			
		公事納	6		2	
	御客屋	守	2			御奉行御登城之時、御控所、是所二而御着替、御注進御待被成候、脇方江御出之時も同断、且又手札改之廻ハ改方詰座也（「職制秘覧」）。
		筆者	2			御印紙詰離在番へ進 右同御評定所花当へ進

19世紀末琉球の王府組織に関する史料（2）－「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」－

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覽」）			
	御双紙コオリ	下庫裡	御番頭	6			職賦り：下庫裡／御書院／御茶屋／納殿／小 組工奉行方／貝摺奉行／地頭所并知行方又は 御褒美方／御位寄方		
			当	6	6	貳年詰込	南之廊下當詰座、西之廊下勢頭詰座。御本殿番、 日番は朔日十五日御出仕、并冬至元日十五日 麻御拝、且元旦十五日社参、亦是年々兩度御 祭御規式、元服、御位、烏知行役御拝、御祝 儀表立御祝儀旁申上候類此座也。御即位之時、 諸官人へ御盃被下には、下こおり上二階大こ こおり也。又は高貴礼、下こおり也、夜詰之星 合并御探り夜廻等に至り此座也。		
			勢頭	6	5	貳年詰込	仮御奉行諸奉行詰中取へ進候也。御城内夜中 詰事取締相携候事、无百七拾七日以上之勤星 相察候は、諸奉行詰中取へ御見合被仰付、 且御扶持年数望之方は、五拾九日之勤星にて、 蘇鉄奉行一年分之勤功御取持被仰付右日数内 相勤候者も其割を以取立被仰付候事。		
			里之子夕	6	4	三人花当より進三人外入。貳年詰込			
			筑登之夕	6	4	三人花当より三人外入。貳年詰込			
			御番医者	3	2.5				
			同寄役	3					
			中門勢頭	3	2				
			同佐事	1	2				
			花当	6	3	三人里之子筋メ三人筑登筋メ。貳年詰込			
			仮花当	6		三人里之子筋メ三人筑登筋メ。右同御印紙			
			小赤頭	15					
			神哥勢頭	1	4				
			笙家赤頭	12	1.5				
			御轎夫	30	2	内三人頭			
			調中門	6	2.5				
			酒庫裡	6	2.5				
			ふら赤頭	40	1.5	右日数内相勤候者も其割ヲ以取立被仰付候事			
			常住者	3	2				
			掃除下代						
			東の安座那御番人	12	2				
			西の安座那御番人						
			御番所						御奉行御登城之時奉神御門より御通御番所御 縁扶二而しふりはかま御とり被成、左候而此 座立中之間国王ニ而御礼儀御座也。
				御番親云上	3				
				同筑登之	3				
			奥御書院 (御書院)						御奉行御詣待之時、御料理後御菓子、此座ニ 而上り、間之御吸物より者御奥次之間ニ而上 ル、横日衆・附々衆も御一座ニ而上ル、御後 段ハ此座ニ而上ル、又ハ重立之御祝儀之時御 客御座持御馳走、芳此御座也（職制秘覽）。
				奉行親方	3	30			
				当	3		8		
				御右筆主取	1		7		
				御右筆	3		7	右同	
				同相附	3		4		
				御茶道	3		5	活花上り御茶揚相携候事。	
				同相附	3		4		
	御物当	6		5	四年詰込、六月十二月兩度代り、勤向は御進 上御進覽物仕出方、并御料理方御物差計御料 理納繕方等相携候事。				
	二歳御小姓	6		4					

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覧」）
		童子御小姓	6		3	
		□吶役	1		5	噴吶役
		御医者	6		5	
		同相附	3		3	
		御庭丁	3		4	
		同小櫃	3		3	
		御菓子作り	1		3	御節毎并江戸立之節ハ、御用、御用有之候事。
		作事	3		3	
		花当	9		3	四年半詰込
		下代	3		3	
	御茶屋	守	1			
		筆者	1			
		下代	3			
		—				
		—				
	納殿	検査	2			唐。大和御誦之菓種。琉菜種格護御用上井諸士所望渡、且御召御用染物之類、且上御用御茶・多菓粉、諸座用之茶等、此座構也（「職制秘覧」）。 無扶持式年詰込
		筆者	4	4	4	筆者四人内（式人外入、式人定加勢より）十二月代り御扶持四石づゝ、
		定加勢	6			
		座加勢	1			勤星
		組屋主取	1	3	3	○上三年詰込
		同勢頭	1			右同
		佐事	2			御印紙
		同仮佐事	5			右同
		下代	2		3	
	小細工奉行所	座敷奉行	1	5	5	唐御衣裳御冠并高縫物・組物・畳・笠・釘・灯籠・鞍等、人萬表具物・安駄・加籠・硯之類仕立方、此座之構也（「職制秘覧」）。 老年勤六月代
		筆者	2	4	4	右同
		加勢筆者				
		下代	2		3	
		小細工主取	1	3	3	言上三年詰込
		松物師	1			右上
		表具師主取	1			右同五年
		笠張勢頭	1			右同三年
		寿帯手作主取	1	2	2	右同
		鞆打主取	1			右同（朱書）御位被成下候、三年詰。
		糸組主取	1			右同
		畳勢頭	1	3	3	右同
		皮仮勢頭	1			御印紙
		畳仮勢頭	1			右同
		矢はげ主取	1			右同（朱書）御位被成下候、三年詰。
		笠張仮勢頭	1			右同
		鞆打脇主取	1			右同
		寿帯香脇主取	1			右同
		組物仮勢頭	1			右同
		糸組脇主取	1			右同

19世紀末琉球の王府組織に関する史料（2）－「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」－

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覧」）	
		親主取	1			右同（朱書）定役	
		唐紙師	1			右同	
		小細工脇主取	1			右同	
		検物師主取	1			右同	
		表具師勢頭	1	2		右同	
		同仮勢頭	1			右同	
		御櫛引主取	1			右同（朱書）御位被成下候、三年詰。	
	貝摺奉行所						かい沈金・堆金等、都而塗物之類、本地引物之類、此座之構也（「職制秘覧」）。
		座敷奉行	1	5			毎年十月貳人づ、科業被仰付候事。六月代り
		筆者	2		4		
		加勢筆者					
		貝摺主取	2				五年詰込
		かい摺脇主取	2				右同
		絵師主取	1		4		右同四石
		□絵師	4		3		貳年詰込
		本地引主取	2		3		五年詰込
		同脇主取	1				御印紙
	御殿		御別当	1			
			筆者	1			
			御馬佐事				
			御牧当	1			五年勤十二月代
	御近習		頭	1	30		
			御近習	6		6	
			同相附	3		4	
			寄筆者	4			
			御側御使	不限			
			御用納	9			
		御中門勢頭				寄満御台所也、御平日御盆かなし納調所。	
		庖丁 下代					
泊地頭						職賦り：大興奉行／泊井島島／改奉行／寺社奉行／普請奉行／加治奉行／惣横目方／瓦奉行／惣興奉行／御用物封印方	
	寺社奉行					出家方守院方并御法事御回忌等、此座之構也、但首里・那覇・泊・諸間切、横目構茂此座也（「職制秘覧」）	
			按司奉行	1	20		按司奉行老人老年詰十二月代り
			親方奉行	1	20		
			中取	2		5	
			仮中取	1			
			筆者	2		4	筆者二人内老人六月代り十二月代り、四石づ、
			仮筆者	2			
			花当	2			
			公事拜	3		2	
			首里横目				
		那覇横目					
	大与座						諸士生子訟并片髭訟・切支丹宗門改方、且世上張合有之、物方入込系し方等、此座之構也（「職制秘覧」）。
			王子奉行	1	30		一年十二月代
			按司奉行	1	20		

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覧」）
		親方奉行	1	20		
		中取	2		5	右同老人六月代り
		筆者	2		4	
		仮筆者	2			
		仮花当	1			
		公事拝	3		2	
	惣横目方	王子奉行	1			
		按司奉行	1			
		親方	1			
		中取	3			
		筆者	6			勤星
	泊村所	頭取	1			泊中諸公事并島嶋之構也（「職制秘覧」）。 泊村所より被仰付候事、式年詰込名島御扶持 五石被成下候事。島尻方御用掛て村中下知方、 同所津口取締等相携候事。
		泊筆者	1			
		同仮筆者	1			
		惣与頭	2			
		同中取	2			
		同筆者	2			
		惣横目	2			
		同筆者	2			
		泊佐事	2		1	
		砥磁主取				進貢用の砥磁焼調方相携候也。
		同筆者				
	鍛冶奉行所					金銀親方仕立物并□□銅錫鉄之類、仕立物都 而此座構也（「職制秘覧」）。
		座敷奉行	1		5	元年詰込十二月代り
		筆者	2		4	右同
		加勢筆者	4			□□□加勢老人
		金具師主取	1		3	
		同勢頭	1			
		磨物師主取	1		2	五年詰
		同脇主取	1			右同
		錫勢頭主取	1			右同
		鍛冶勢頭	1			言上三年詰込
		仮勢頭	1			御手紙
		鋳物師主取	1			三年詰込
		同勢頭				
	瓦奉行所					瓦之類、甍之類、高焼物之類、白へい大壁之類、 公儀御普請之時、瓦をいつりかき、又者瓦葺 餅相等、此座之構也（「職制秘覧」）。
		座敷奉行	1		5	元年勤六月代り
		筆者	2		4	右同
		壺大工	2		3	四年詰込
		同勢頭	2		2	定役
		砂官焼主取	1		2	右同
		瓦大工	1		3	四年詰込
		同勢頭	1			右同
		同砂官主取	1			右同
		上焼物主取				定役（人数は1か？）
		瓦仮勢頭	3			御手紙

19世紀末琉球の王府組織に関する史料（2）－「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」－

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覧」）	
		壺仮勢頭	3			右同	
		砂官脇主取	1			右同	
		加勢筆者					
		下代	1		3		
		札改所					
		—					
		—					
		普請奉行所					御普請事、御修補事、木分け仕事、高仕立物差物之類、又者石普請修補、仮屋仕事、石料置、又者大風の御御城せん旗之類、雨降り門おかし御門之御額格護、此座之構也（「職制秘覧」）。
		座敷	2		5		老年勤十二月代り奉行
		仮奉行	1				本奉行へ進御印紙
	筆者	4				内三人首里、老人那覇、十二月代り	
	加勢筆者						
	木惣大工	1		5		言上五年詰込	
	木脇大工	3		3			
	木勢頭	3				御印紙	
	石惣大工	1		3		言上同上	
	石脇大工	1		3		右同	
	石勢頭	3				右同	
	惣与頭					御在番所那覇、聖廟者久米村崇元寺者泊村、龍福寺内間御殿者各間切候者地頭代頭取、龍福寺者阿波茶仲間真奈田三ヶ村受込、同内間御殿ハ内間嘉手苺小那覇掛保久四ヶ村受込之事、出火有之時下知方仕候役職二候、二番先練を以御七ヶ所之医衛有之、脇方出火之時差寄下知方仕、承園手札位牌等焼失有無、怪我人有無等承届、御首尾申上候也（「職制秘覧」）。	
		按司奉行	2				
	親方奉行	2					
	中取	4					
	筆者	6					
御物奉行	御所帯方					職賦り：御所帯方／取納奉行方／請地方／宮古御蔵／鏡御蔵／米御蔵／仕上世座／諸間切候者方／はせを當方／田地奉行方／両先島方	
	田地奉行所					田地混乱之節、卒入并田地仕付方・淨得仕立方等下知仕、年兩度ツ諸間切耕作廻り之勤有之也（「職制秘覧」）。	
	座敷奉行	3		8		八石ヅ、式年詰込、老人島尻方高奉行ヨリ兼務。	
	大屋子	3		5		五年勤大屋子三人五石ヅ、外式石は兩度の廻勤飯米故実として被下	
	筆者	3		4		外式石は右同。	
	仮筆者	3				廻勤罷通候御、飯米故実被下候事、三年詰込。	
	加勢筆者	3					
	取納座					因頭方・中頭方・給地方三掛諸上納物差引并諸座諸御蔵入用之諸雜物御奉行御申入諸祝儀毎野菜・肴類、又者仮屋方脇方野菜肴手形入等、此座構也（「職制秘覧」）。	
	奉行	3		6			
	大屋子	6		5			
	筆者			4			
	仮筆者						
	加勢筆者						
	公事納	5		2			

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覧」）
	米御藏	大屋子 筆者 加勢筆者 手代 下代	2 1 1		5 4	御時御藏御所帯方、米地粟麦豆菜種子初支配、又者首里・泊之諸役人御扶持方渡并首里近幸出家方・下司飯米渡、且首里・泊之諸役人故実飯米、首里内之諸座、諸細工作料渡等、此之座之構也（「職制秘覧」）。 六月代り 右同
	仕上世座	大屋子 筆者 加勢筆者 手代 下代	2 2 4 1 1		5 4 2 3	鹿兒島へ上納米并御在番奉行役々飯米渡等、太夫祝部内侍宮童扶持方、久米村扶持等相拂候事。 式人内志人首里志人那願 式人内右同
	宮古御藏	大屋子 筆者 加勢筆者 手代 下代	2 2 1 1		5 4 2 3	両先嶋調之穀物・品物支配、又者両先嶋調之鉄并筆紙墨銅杯之類支配、且同嶋より調之木棉花、大嶋より買入之芭蕉芋取納、諸士江渡方等、此藏之支配也（「職制秘覧」）。 志人首里志人那願 十二月代り 志人首里志人那願 十二月代り
	錢御藏	大屋子 筆者 加勢筆者 手代 下代	2 2 1 3		5 4 2 3	職屋納之焼酎井まめハ蠟油蠟蠟油柴蠟油菜種子油萬油之類、山原塩槽粽粗繩・黒繩・椶船皮、大和江仕出之焼酎、且又御所帯方諸座諸御藏完物代錢・諸間切 日用錢・浮得錢・委足代受錢、諸座江渡錢、砂糖代之類、支配此座之構也（「職制秘覧」）。
	御賦方	筆者 中取	6 6			右同 假役之事
	蘇鉄方	— —				
	權垂方	主取 筆者				主取筆者式人掛勤也
	請地代官	主取 仮主取 筆者 仮筆者 加勢筆者	1 1 2		5	請地仕明之納井出来米掛等支配、此座之構也（「職制秘覧」）。
	座檢者	座檢者	6			座檢者六人詰所は取納座にて候、年に六月、十二月式人づ、中取へ被召遣候事。



19世紀末琉球の王府組織に関する史料（2）－「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」－

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覧」）
		筆者				
	御給地方					職賦り：給地方／月番方／勘定奉行方／御船手奉行方／御用物奉行方／船改奉行方／給地御藏／御道具當／唐船槽船御作事并修補方
	勘定座					諸座諸御藏取払帳勘定いたし候職事也、過不足有之候付、年々両度帳不足帳式さつ二相認、首尾方申上、過不足帳与言ハ此也（「職制秘覧」）。
		座敷奉行	2		6	式年詰込、忝人六月代り
		親方奉行	1	20		一年勤十二月代り
		日帳当大屋子	3		5	定役
		大屋子	6		5	
		筆者	9		4	
		仮筆者	15			
		加勢筆者	17			
		公事納	4			
		オハラ	4			
	御用物座					唐・大和糸反物并先鴨布之類、米久〔久米〕鴨稀糸綿之類、諸座遣唐大和・琉筆紙墨并唐大和御進上品之類、此座之支配也（「職制秘覧」）
		奉行	1		6	三年詰十二月代り
		仮奉行	1			奉行へ進乾隆四十年立
		大屋子	2		5	
		筆者	2		4	
		仮筆者	2			
		加勢筆者				
		金見	1		2	
		手代	2		3	
		下代	2		3	
	御船手奉行所					兩唐せん并槽船仕出、船形之者、殿功調部等、此座之構也（「職制秘覧」）。
		奉行	1		6	月代
		大屋子	2		5	首里
		筆者	2		4	那覇
		加勢筆者	5			三人那覇 忝人首里
		船筑	1		2	
		手代	1		2	
		下代	1		3	
	給地御藏					
		大屋子	2			忝人内（忝人首里、忝人那覇）
		筆者	2			右同
		手代				
		下代				
	仮船手					給地吟味より受込相勤、中取も給地中取より勤務にて候、相調候は、御船手奉行へ相渡、左候て船頭方へは御船手奉行より相渡候事、御料理御道具御格護、此座之構也（「職制秘覧」）。
	御道具當					
		大屋子	2		5	
		筆者	2		4	
		下代	1		3	
	船改奉行方					
		船改奉行				里主御物城ヨリ出ル
		同筆者				

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覧」）
	御用意方					職賦り：御用意方／月番方／高奉行方／砂糖奉行／山奉行方／山方津口働番方／川原調部方／御料理座／大台所／御用意御蔵
		山奉行				山方仕立方之構也（「職制秘覧」）。
		奉行 仮奉行 筆者 仮筆者				
		砂糖座				諸間切売上之砂糖取納仕出迄、此座之構也（「職制秘覧」）。
		奉行 大屋子 筆者 加勢筆者 桶細工 手代 下代	1 2 2  1 2	6 5   2	六月代 内式人首里三人那覇 石同	
		御用意御蔵				御用意御物支配之御蔵也（「職制秘覧」）。
		大屋子 筆者 加勢筆者 手代 下代	2 2  2			
		御料理座				一御前向御料理拝調候事、／一御飯屋方江月越御造品相調候事、／一御法事并御月忌毎御堂供拝調候事、／一御寺々御初御献上之米麦相調候事、／一御前向折目之おやもの拝調候事（「職制秘覧」）。
		大屋子 筆者 下代	2 2 2	5 4 3	六月代り。	
		大台所				一御奉行毎中間御振廻相携候也、／一御法事毎出家衆并携人御賄構也、／一諸間切より炭・薪木取納諸方等構也、／一御城女性衆飯米渡り携也、／一掟赤頭毎日賄構候事（「職制秘覧」）。
		大屋子 筆者 加勢筆者 手代 下代	2 2 3 2 2	5 4  2 3	六月代り。	
		催促方				
		主取 筆者	3 7		取入之多少により勤功御見合も有之由。	
その他	月番方					月次公事方／諸御殿おかす、右月番方構。
	中城御殿					
	三司官大親 親方部大大親 御物大親 御与力 御右筆主取 御右筆 同相附	1 1 1 3 1 2 3			御書院奉行より兼務	

19世紀末琉球の王府組織に関する史料（2）－「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」－

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覧」）
		御近習頭				
		御近習				
		御近習筆者	3			
		御茶道				
		同相附				
		御物当	3			
		御別当				
		御物当筆者	3			
		大親筆者	2			
		同相附	2			
		御小姓	3			
		同相附				
		勘定主取	1			
		御側仕				
		御供親雲上	3			
		同筑登之	3			
		花当				
		御茶道庫裏				
		庫裏大屋子	1			
		筆者	2			
		代官役	4			四人内式人大屋子式人筆者
		御應丁				
		同小艦				
		御内原御應丁	2			
		御儀者親雲上	6			
		同筑登之	6			
		御橋夫				
		夜詰医者				
		外城				
		御番頭	6			
		御道具当主取	1			式年勤六月代
		家来赤頭	2			
		同	18			
		御道具当	1			壹年勤六月代
	大美御殿					
		三司官大親	1			御知行千石真和志間切、西原間切、南風原間切、伊平屋島
		親方大親	2			
		座敷大親	1			
		大親筆者	3			内老人板（老人六月老人十二月）
		同假筆者				
		勘定主取	1			
		代官大屋子	2			
		同筆者	2			
		庫裏大屋子	2			
		同筆者	2			
		御茶湯こをり	2			（壹人大屋子）（壹人筆者）
		御應丁	1			
		土御掛				
		外城				
		家来赤頭				
		内間御番人				

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事（「古老集記類の二」・「職制秘覧」）	
	間得大君御殿	三司官大親	1			御知行式百石知念間切、宜野湾間切	
		親方部大親	1				
		座敷大親	1				
		大親筆者	1				
		同仮筆者	1				
		庫裏大屋子	1				
		同筆者	1				
		御茶湯庫裏	2				
		御番親雲上					
		鐘之御番人					
		夜詰医者					
		土御掛	9				
		表下代	2				
		外城	6				
		御番頭	6				
		御内原下代	2		本四人		
		御馬駄	1				
		御儀者親雲上	2				
		同筑登之	2				
		奏者御番	1				
		あかま	5				
		小あかま	5				
		田舎御掛	8				
		家来赤頭	8				
		脇付忰人	1				
		御忰者	10				
		あんしられ	6				
		小火鉢あんしられ	1				
	汀間御殿					御妃御殿役人詰所也。三百石	
	佐敷御殿	三司官大親	1			御知行御作得支配、并時々御用納候也、五百石佐敷間切	
		親方大親	2				
		座敷大親	3				内忰人御物大親
		大親筆者	2				
		御茶湯こおり					
		こおり					
		外城					
		家来赤頭		5			
	外番所					御用拝井御囲守護仕職事也、御番人御評定所帳当座公事拝より職勤也（「職制秘覧」）。	
	飯会門					御番人は御評定所帳当座公事納より相勤候事。 第一表外御門御番勤者異様之者禁止いたし、又者出入之者首尾承、夜詰人守護仕職事候也（「職制秘覧」）。	
		御番親雲上	3				
		同筑登之	3				

19世紀末琉球の王府組織に関する史料(2) — 「琉球藩官職制」・「古老集記類の二」 —

大区分	管轄・部署	役職	人数	役知 (石)	扶持 (石)	記事(「古老集記類の二」・「職制秘覧」)
	久慶門	御番親雲上 同筑登之	3 3			第二表外御門、御参詣毎御留主内ハ御門閉置候也(「職制秘覧」)。
	継世門 (世継門)	御番親雲上 同筑登之	3 3			第二外裏御門(「職制秘覧」) 内親雲上老人六月代り。
	漏門 (漏刻門)	御番人	3		4	昼夜時刻おらひ仕候所也(「職制秘覧」) 御番人三人、四石づゝ、久米村親雲上
	高安座那	御番人				御国之守護并鐘之御番也(「職制秘覧」)。 島添安座那 職事右同断
	島添安座那	御番人 ふら赤頭				職事右同断(「職制秘覧」)。 ふら赤頭
	出銀方	主取 筆者	2 2			仮役の事 右同
合計	62	485(諸座諸職)	1066	640	1575	